

○指定医療機関

- 保険医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 労災保険指定医療機関

<施設基準等>

●一般名処方加算

保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者さんに安定的に医薬品を提供する観点から、当院では一般名処方を行っています。

医薬品の供給状況等や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者さんのご希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となる場合があります。

●明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者の医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

当院では、自動精算機での支払いの際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。発行を希望されない方は、自動精算機の支払い画面にて、請求明細書の「発行しない」を選択ください。

事前にクレジット支払いで登録した方、デジスマアプリを利用されている方は、請求手続きが終わり次第、メールもしくはアプリ上でダウンロードすることができます。

なお、加算される金額は明細書を無料で発行することを評価したものであり、明細書の料金ではありません。厚生労働省の定めにより、明細書の発行を希望されない方にも加算されません。

●医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院を受診された患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

●電子的診療情報連携体制整備加算 2（2026.6 月～）

以下の医療 DX を通じて医療を提供できる体制に取り組んでいます。

- 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室等で閲覧または活用できる体制
- マイナ保険証を利用できる体制
- 電子処方箋の発行する体制
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制（※今後導入予定）

●外来感染対策向上加算

新興感染症発生時等に、都道府県の要請を受けて発熱患者の外来診療などを実施する体制を有します。

院内感染対策防止策として、必要に応じて次のような取り組みを行なっています。

- ・感染管理者である医師が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年 2 回実施します。
- ・感染性の高い疾患（新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、空間的または時間的隔離を確保し対応します。
- ・抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
- ・標準感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成して、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して連携機関（医師会・保健所等）と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

●ウイルス・細菌拡散多項目同時検出

当院では同時多項目 PCR 検査を導入しております。

あくまでも基礎疾患や年齢などで検査を行える条件を満たしている場合、希望を確認したうえで施行する検査です。

感染症の早期発見につながり、早期治療・拡大予防できるように整備しております。

●外来・在宅ベースアップ評価料（I）（2025.3 月～）

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注 5（2026.6 月～）

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。

これにより患者様の診療費のご負担が上がる場合がありますが、これはスタッフの賃上げにすべて充てられます。

ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

●夜間・早朝等加算

平日 18 時以降・土曜日 12 時以降は夜間早朝等加算が適用されます。

●生活習慣病管理料

高血圧、糖尿病、脂質異常症の疾患を有する方が対象となります。それ以外の疾患を合わせて有する方は対象外となります。病状により、28 日以上 of 長期の投薬またはリフィル処方箋の交付が可能となります。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて判断致します。

そのほか、当院では下記の届出を実施しております。

- ・CT 撮影及びMRI 撮影の施設基準
- ・在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料
- ・酸素の購入価格

- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算

睡眠時無呼吸症候群の治療として行う在宅持続陽圧呼吸療法（CPAP）を使用する患者さんの状態が安定している場合は通院頻度を調整します。その間、情報通信機器を用いて患者の状態を遠隔で継続的に把握・管理し、療養指導などを行う際に算定します。

- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

こちらは、睡眠時無呼吸症候群の治療として行う在宅持続陽圧呼吸療法（CPAP）を使用する患者さんの使用状況が条件を満たしている場合に算定します。